

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	建設業課長 北村 知久		
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。						施策目標の評価結果	③相当程度進展あり	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
145	我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	0.91兆円	1.35兆円	1.18兆円	1.60兆円	1.82兆円	A	2兆円	平成32年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。		
146	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(入札監視委員会等第三者機関の設置の状況)	97%	平成22年度	97%	97%	97%	100%	集計中	A	100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成26年9月30日に閣議決定されたところ。		
147	専門工事業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	2.23%	2.09%	2.57%	3.53%	集計中	A	3.00%	平成30年度	専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ること的確に専門工事業者の収益力を把握することが適切。		
148	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①0.8% ②9.5ポイント	平成23年度	①-0.6% ②2.5ポイント	①0.8% ②9.5ポイント	①1.0% ②31.25ポイント	①1.57% ②26.25ポイント	①1.77% ②43.5ポイント	①B ②B	①絶対値 1.2%以下 ②絶対値 30ポイント以下	平成28年	少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とすることが適切。 なお、建設労働需給調査の不足率等については、需給により変動するものであり、一時的な工事量の増大等により年平均の数値が押し上げられ、客観的な評価が困難となる局面も見られることから、次年度以降については、建設技能労働者の確保に係る現況について外的要因を可能な限り排除した形で評価を行うため、建設技能労働者の処遇に関する定量的な指標により評価を行うことを検討している。		
関18	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	0% (63.89日)	平成21年度	13.6% (55.22日)	21.7% (50.00日)	30.3% (44.54日)	29.9% (44.76日)	30.2% (44.57日)		30% (44.72日)	平成29年度	建設関連業登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。 所要日数の低減については、新しい建設関連業登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果により、平成24年度に当初の目標であった低減率3割を達成した。現在、登録制度の改正等は予定されておらず、かつ、システム改修も行わないため、初期値から3割削減状況の維持を目指すものである。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				27年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		27年度行政事業レビュー事業番号	24年度(百万円)	25年度(百万円)	26年度(百万円)									
(1)	建設業許可処理システム等の整備の推進(昭和62年度)	330	251 (226)	230 (215)	228	219	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。				-	-		
(2)	建設関連業の新たな役割と一層の活用推進(平成20年度)	331	14 (11)	14 (10)	11	14	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業登録システムの回収・保守等を行う。				関18	申請処理件数		
(3)	建設業における法令遵守の徹底(昭和54年度)	332	127 (127)	117 (113)	101	105	都道府県と連携し、法令遵守を徹底して公正な競争基盤を確立するとともに、重層下請構造を改善して建設生産システムの生産性向上を図り、技術と経営に優れた企業の生き残り・成長を促すことを目的とする。また、これを通して、地域経済を支える建設業が「地域の担い手」として持続的に役割を担える環境の整備を図る。				-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数(1,000件) 請負契約の書面による締結率(80%)		
(4)	入札・契約制度の適正化の推進(平成14年度)	-	-	-	-	-	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、毎年度、同法に基づく措置状況を調査。努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」について、各発注者における取組の推進を図る。				146	-		

(5)	建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業 (平成23年度)	333	171 170	185 (185)	186	—	中小・中堅建設企業に対し、中小企業診断士や技術士等の専門家による経営的・技術的なアドバイスを実施する「相談支援」と、その中から新事業展開や企業再編・事業承継といった他企業に対するモデル性の高い案件を選定し、重点的な支援を行う「重点支援」を実施している。「重点支援」とした案件については、専門家の支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成に向け継続したアドバイスを実施する「チームアドバイス支援」と、地域の課題解決に資する新事業展開に要する経費の一部を支援する「ステップアップ支援」という2つのメニューにより支援を実施するとともに、他の建設企業の経営上の課題や技術上の課題の解決に資するべく、その取組内容を広く水平展開している。	147	新事業展開の事例を収録した電子ブックの閲覧数 相談支援の受付件数
(6)	建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度、一部昭和54年度)	334	53 (39)	68 (57)	86	88	建設業の持続的な発展のため、適正な賃金水準の確保・社会保険未加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、平成26年度内に着工した建築工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給調査を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を使用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。	148	・建設技能労働者数(「労働力調査」：総務省) ・公共工事に従事する建設企業の社会保険加入率(公共事業労務費調査における調査結果) 主要建設資材年間需要見通し・月別需要量予測、及び建設労働者需給調査の結果について、年13回の公表
(7)	復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連) (平成23年度)	復興庁 208	13 13	13 (13)	13	13	東日本大震災に伴う復興工事の増大が見込まれる中で、現場に配置される監理技術者、主任技術者が不足するとの懸念がある事に加え、民間工事では技術者配置の実態が十分に把握できない状況である。また、被災の状況、必要な工種等が地域や復興の段階等によって大きく異なると想定される。これらのことから、復興工事を円滑に推進するため、技術者配置の実態を把握した上で、その改善の必要性を検討し適切な措置をとるための実態調査を行う。	—	—
(8)	我が国建設業等の海外展開の促進 (平成24年度)	335	61.03 60.57	70 (67)	84	85	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、①我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築、②中堅・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催、③日本企業の海外プロジェクト展開に資する技能実習促進、④建設・不動産企業の海外展開に必要な基礎情報の提供などをを行うことにより、土木・建築分野において高い技術力を有する我が国建設企業の海外展開を促進する。	145	—
(9)	公共事業の積算の適正化の検討 (平成25年度)	336	—	10 (3)	10	—	近年の施工パッケージ型積算方式への移行や、使用される工種の変化等に伴う、公共工事設計労務単価の積算での使用頻度の変化等を把握し、今後の調査及び単価設定手法のあり方を検討する。加えて、近年の労働形態の変化や急激な労務費の変化等、労働市場の実態に即した調査及び単価設定のあり方を検討する。 また、東日本大震災時等における既存の実績や最近の労務費の変化に対する対応を踏まえ、技能労働者の賃金水準の変化を迅速かつ正確に把握できる指標を抽出・分析すること等により、賃金水準の変化を迅速に反映した単価設定手法を検討する。	—	—
(10)	道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	341	—	100 (99)	122	125	道路分野における日本企業の海外進出を促進するため、相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進等を実施する。	—	道路分野に関する本邦技術の活用に関わる案件発掘等の調査数 関係国政府との国際会議、セミナー等において議題となった案件発掘等の調査数
(11)	道路事業における官民連携施策に係る調査・検討業務 (平成25年度)	342	—	15 (14)	13	13	諸外国の道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)について、各事例の契約等のスキームを中心に調査し、我が国における道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)の実施手法を検討する。	—	道路事業における官民連携施策の導入の推進のため、「道路事業における官民連携事業導入のための留意事項～諸外国の事例を参考に～」(案)1件を策定する。 道路分野における公共施設等運営権方式の事業件数
(12)	建設リサイクル推進等のための適切な施工管理の確保 (平成26年度)	337	—	— 0	10	10	解体工事における民間発注者の保護、解体工事現場での公衆災害防止や廃棄物の適正処理の必要から、建設業の許可における業種区分の見直しの検討も踏まえつつ、解体工事現場に配置される技術者の確保・育成のための技術者資格の検討を行うものである。解体工事に係る技術者資格の検討にあたっては、解体工事に係る技術・知識などの必要な資料収集、試験問題検討のための資料整理、有識者の協力を得て作成した模擬試験の結果データ整理・分析を行う。これを踏まえ、解体工事に係る技術者資格の試験科目とその内容設定を検討する。	—	—
(13)	技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成26年度)	338	—	—	15	15	技術者をとりまく状況に関して、実態を正確に把握した上で、優秀な若手技術者の確保、育成、工事の質や現場に即した技術者の効率的な活用を推進するための方策等を検討する。	—	—
(14)	多様な入札契約方式のモデル事業等の実施 (平成26年度)	339	—	—	120	102	新たな入札契約方式の導入にあたって発注者にノウハウが不足している具体的な案件を広く募集し、選定された案件(モデル事業)を実施する地方公共団体に対して、専門家等を派遣するなどの支援(支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続の支援等)を行うとともに、モデル事業の課題、効果を検証する。それらの検証により得られた成果を全国の地方公共団体に水平展開し、多様な入札契約方式の導入・活用の促進を図る。	—	地方公共団体におけるモデル事業の実施数(5件) 入札契約方式を多様化した地方公共団体数(—)
(15)	建設分野における外国人材活用の適正化事業 (平成26年度)	340	—	—	100	79	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられたところ。 当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る監理体制を構築することとしており、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」への委託、管理システムの構築・運営、外国人材の受入状況、不正行為等の情報を共有する協議会の運営等を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	—	— 受入建設企業に対する巡回指導の確実な実施(外国人建設就労者を受け入れている監理団体、受入建設企業に対して、各年度1回以上巡回指導を実施する。)

(16) 建設業における女性の更なる活躍の推進 (平成27年度)	新27-044	-	-	-	50	平成26年8月より本格的にスタートした建設業における女性の活躍に関する官民挙げた取組を全国に根付かせていくため、女性活躍に関する実態調査を実施し、課題の検証を行うとともに、地域における建設企業、業界団体、教育訓練施設、行政機関などの地域の関係者で組成するネットワークが協働して行う女性の活躍に資する顕著な活動を募集・選定の上、支援を行い、各地で実施された活動事例を展開するなど、建設業における女性活躍に資する取組の必要性を全国に普及・啓発する。	-	女性の活躍に資する顕著な活動の選定・支援件数
		-	-	-	平成26年より5年間で女性技術者・技能者数を倍増 (10万人→20万人)			
(17) 地域建設産業活性化支援事業 (平成27年度)	新27-045	-	-	-	190	中小・中堅建設企業等からの相談を受け付ける窓口を各地方整備局等に設置し、各分野の専門家から構成される「活性化支援アドバイザー」によるアドバイスを実施(相談支援)。 また、担い手確保・育成又は生産性向上に関する取組みでモデル性の高い案件を上記の相談案件から抽出し、又は、他の企業から募り、複数の建設企業等及び建設業団体、地域教育訓練施設等とグループを結成させ、活性化支援アドバイザー等から構成される専門家チームによる目標達成に向けた継続的なコンサルティング支援や、事業に係る経費の一部を支援するステップアップ支援を実施(重点支援)。 加えて、モデル性の高い取組み事例を広く建設産業界に周知すべく、WEB上での電子ブック掲載や建設業界団体等への冊子配付、支援先による体験談の講演等を含むセミナー開催等の水平展開を実施。	147	・支援対象企業の離職率の低下 (担い手確保・育成にかか成果) ・支援対象企業の売上高総利益率の向上 (生産性向上にかか成果) 。水平展開した事業モデルの普及 (企業数)
		-	-	-	相談支援の受付件数			
施策の予算額・執行額		2,739 (2,652)	990 (917)	1,248	1,287	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	